

宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金支給要領

(長寿介護課分)

令和 8 年 4 月 3 日

長 寿 介 護 課

第 1 目 的

光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける宮崎県内の介護サービス事業所等に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、介護サービス等の安定した提供を図る。

第 2 支給の対象

次の 1 及び 2 の要件を満たすこと。

1 事業者要件

- ① 宮崎県内において、別表に掲げる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護サービスを提供している事業者、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホームを運営する事業者又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者であること。
- ② 県税に未納がないこと
- ③ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- ④ 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方公共団体
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者

- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- ・暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 法人の役員等がイに掲げる者のいずれかに該当する者

2 事業所要件

令和7年10月1日現在で、別表の対象サービスの欄に掲げるサービスの指定、許可等を受けており、かつ、令和8年4月1日時点において廃止又は休止していない事業所で、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に、サービス提供実績があること。

第3 支援金の額

支援金の支給額は、別表のとおりとする。

第4 支援金の支払

県（振込業務の委託先を含む。）は、原則として、宮崎県国民健康保険団体連合会に登録されている介護報酬の受取口座に支援金を振り込むものとする。

なお、特別な事情がある場合は、第2の要件を満たす事業者（以下「対象事業者」という。）が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

第5 支援金の支給等

県は、対象事業者に対し、支援金の受給の有無についての意思確認を行う。

1 受給する場合

支援金を受給しようとする者（以下、「申請者」という。）は、令和8年5月15日から令和8年6月30日までに、原則として、県の指定する電子申請システム（以下「電子申請」という。）により、意思確認情報入力し、提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により電子申請ができない者にあつては、郵送により提出することができる。この場合において、次の書類を提出するものとする。

- ①宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金意思確認書（別記様式第1号）
- ②振込口座申出書（別記様式第2号）及び申請者の振込口座情報を確認できる通帳の写し
※宮崎県国民健康保険団体連合会に登録されている介護報酬の受取口座以外の口座を受取口座に指定している場合のみ提出
- ③委任状（別記様式第3号）
※②のうち申請者と口座名義人が異なる場合のみ提出
- ④その他知事が必要と定める書類

2 辞退する場合

支援金の受給を辞退しようとする者は、令和8年5月15日から同年6月30日までに、原則として、電子申請により申請をしなければならない。ただし、やむを得ない事情により電子申請ができない者にあつては、郵送により提出することができる。この場合において、宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金意思確認書（別記様式第1号）を提出するものとする。

なお、令和8年6月30日までに対象事業者から申請がない場合、支援金の受給を辞退したものとみなす。

第6 調査への協力

県は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は、県が行う調査に協力しなければならない。

第7 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2に定める条件を満たさないことが判明した場合、事業者は県に支援金を全額返還しなければならない。

第8 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和8年4月3日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。

別表（第2、第3関係）

支援対象施設・事業所一覧

	区分	対象サービス ※1	支援金
支援対象	入所系	介護老人福祉施設	9千円×定員
		介護老人保健施設	9千円×定員
		介護医療院	9千円×定員
		認知症対応型共同生活介護 ※2	1万6千円×定員
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9千円×定員
		有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	1万6千円×定員
		養護老人ホーム	9千円×定員
		軽費老人ホーム	9千円×定員
		通所系 (同一建物減算の減算対象となる利用者がいる場合は9万9千円)	通所介護 ※4
	地域密着型通所介護 ※4		15万2千円
	通所リハビリテーション ※2※3		15万2千円
	認知症対応型通所介護 ※2		15万2千円
	訪問系 (特別地域加算対象地域に該当する場合は8万1千円)	訪問介護 ※4	6万8千円
		夜間対応型訪問介護	6万8千円
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6万8千円
		訪問入浴介護 ※2	6万8千円
		訪問看護 ※2※3	6万8千円
		訪問リハビリテーション ※2※3	6万8千円
	その他	短期入所生活介護 ※2※3※4	9千円×定員
		短期入所療養介護 ※2※3	1万6千円×定員
		小規模多機能型居宅介護 ※2	15万2千円
		看護小規模多機能型居宅介護	15万2千円
		居宅介護支援（特別地域加算対象地域に該当する場合は8万1千円）	6万8千円
		福祉用具貸与 ※5（特別地域加算対象地域に該当する場合は8万1千円）	6万8千円
		特定福祉用具販売 ※5（特別地域加算対象地域に該当する場合は8万1千円）	6万8千円

※1 令和7年10月1日現在で、対象サービスの指定、許可等を受けており、令和8年4月1日時点において廃止又は休止していないこと。

※2 同一事業所で介護予防サービスを一体的に行う場合は、介護サービスのみを支援対象とする。

※3 医療みなし指定及び空床型の短期入所を除く。

※4 障害者総合支援法又は児童福祉法の指定を受けている事業所で、介護保険法に規定する共生型居宅サービス事業者の特例により指定を受けた介護事業所は除く。

※5 同一事業所で福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を一体的に行う場合は、福祉用具貸与のみを支援対象とする。